



三重県公報

平成29年10月19日(木)

号外

目次

(番号) (題名) (担当) (頁)

選管告示

91 衆議院議員総選挙における繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日 (選挙管理委員会) 1

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第91号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第46条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月19日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

市町名	繰上投票区名	投票期日
鳥羽市	第19投票区	平成29年10月21日
	第20投票区	
	第21投票区	
	第22投票区	
	第23投票区	
	第24投票区	
志摩市	間崎投票区	
	渡鹿野投票区	

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
